

関西広域連合の統治機構

1 広域連合の執行機関について

- ・広域連合の長は、広域連合の規約で定めるところにより、選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票により選挙する（地方自治法 291 条の 5 第 2 項）
- ・広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 3 人以内を置く（広域連合規約 12 条 1 項）
- ・広域連合長は、広域連合委員会の委員に事務の一部を分掌させることができる
（広域連合規約 12 条 3 項）
- ・広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する
（広域連合規約 13 条 1 項）
- ・副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する
（広域連合規約 13 条 3 項）

（参考）現在の執行機関

広域連合長：三日月 大造（滋賀県知事）

副広域連合長：西脇 隆俊（京都府知事）、吉村 洋文（大阪府知事）、久元 喜造（神戸市長）

（参考）委員の分掌事務

担当	担当委員	副担当委員
広域防災	兵庫県知事	奈良県知事、神戸市長
広域観光・文化・スポーツ振興	京都府知事	奈良県知事、京都市長
ジオパーク	鳥取県知事	
スポーツ振興	兵庫県知事	鳥取県知事
広域産業振興	大阪府知事	大阪市長、堺市長
農林水産振興	和歌山県知事	
広域医療	徳島県知事	
広域環境保全	滋賀県知事	
資格試験・免許等	滋賀県知事	
広域職員研修	奈良県知事	

2 広域連合委員会について

- ・広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、構成団体の長を委員とする合議機関として広域連合委員会を置く（広域連合規約 15 条 1 項）
- ・広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針等を広域連合委員会に諮る（広域連合規約 15 条 2 項）
- ・広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる（広域連合規約 15 条 4 項）
- ・委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する（広域連合規約 15 条 6 項）
- ・平成 22 年 12 月開催の第 1 回広域連合委員会において、全委員の合意による運営とすることについて申し合わせ

（参考）関西広域連合委員会の開催状況（令和 7 年度）

回	開催日	開催地	議題数	同日開催
第176回	4月24日	大阪市	9	広域連合協議会
第177回	5月29日	徳島県	9	近畿ブロック知事会議
第178回	7月 5日	大阪市	10	広域連合議会
第179回	7月31日	大阪市	9	関西経済連合会、市町村との意見交換会
第180回	8月28日	和歌山県	6	広域連合議会
第181回	9月23日	大阪市	7	広域連合協議会
第182回	10月23日	和歌山県	12	近畿ブロック知事会議
第183回	11月20日	大阪市	8	広域連合議会
第184回	12月20日	Web	9	
第185回	1月22日	大阪市	11	関西経済界との意見交換会
第186回	2月28日	大阪市	12	広域連合議会

(第1回 広域連合委員会資料)

関西広域連合委員会の運営に係る申し合わせ(案)

広域連合は、法律上、独任制の広域連合長が運営することとされているが、関西広域連合では、その運営に構成団体の多様な意見を反映させるため、規約において、合議機関である広域連合委員会を設置し、広域連合長はその意見を尊重し広域連合の運営にあたることとしている。

広域連合委員会においては、広域連合長のもと、広域行政を担う責任ある執行の仕組みとして一体性を確保する必要があること、また、構成団体間に意見の相違があれば広域連合の運営に支障を来すことから、その運営は、下記により行うことを申し合わせる。

記

広域連合委員会は、委員間で十分な協議、調整を行い、全委員の合意による運営とする。

ただし、事業の実施について、一部委員の合意が得られない場合は、広域連合としての一体性の確保に支障を来さないように最大限配慮しつつ、協議により、一部府県が事業に参加しないなどの取扱を行えるものとする。

平成22年12月4日